

## 高知県立歴史民俗資料館資料収集方針・収蔵のあり方検討会設置要綱

### (目的)

第1条 高知県立歴史民俗資料館の収集資料の増加に伴い収蔵場所の不足が顕著となっている状況を踏まえ、現行の収集方針や実態を検証し、資料の保存・活用のあり方などの対応策を総合的に検討するため、高知県立歴史民俗資料館資料収集方針・収蔵のあり方検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

### (検討事項)

第2条 検討会では、次の事項について検討、協議する。

- (1) 資料体系の整理及び資料収集の実態分析
- (2) 資料の収集・管理、運営のあり方
- (3) 今後の資料増加見込みと収蔵スペースの必要規模
- (4) 市町村や他館との役割分担
- (5) その他

### (組織)

第3条 検討会は、博物館資料の特性、収蔵等に係る学識経験者6名以内の委員をもって構成する。

- 2 検討会に委員長を1名を置き、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、検討会を総理し、議事を進行する。
- 4 委員は、文化生活スポーツ部長が委嘱する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和6年3月31日までとする。

### (会議)

第5条 検討会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 検討会は、委員の半数以上の出席をもって成立するものとする。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。
- 4 第1項の規定によらず、第1回目の会議は文化生活スポーツ部歴史文化財課長が招集する。

### (事務局)

第6条 検討会の庶務を処理するため、文化生活スポーツ部歴史文化財課に事務局を置

く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年3月6日から施行する。